

書名	EU主要12カ国におけるWEEE指令への対応に関する調査				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会				
発行年月日	2005年3月	頁数	126頁	判型	A4

[目次]

## I. 廃電気・電子機器指令（WEEE指令）の内容および移行措置の内容

### 1. WEEE指令の内容

- (1) 指令の目的 [第1条]
- (2) 指令の適用範囲 [第2条]
- (3) 指令で使用されている用語の定義 [第3条]
- (4) 製品デザイン [第4条]
- (5) 分別回収 [第5条]
- (6) 処理 [第6条]
- (7) リカバリー [第7条]
- (8) 一般世帯からのWEEEに関するファイナンス [第8条]
- (9) 一般世帯以外からのWEEEに関するファイナンス [第9条および改正指令 2003/108/EC 第1条]
- (10) ユーザーに対する情報提供 [第10条]
- (11) 処理施設に対する情報提供 [第11条]
- (12) 情報および報告 [第12条]
- (13) 科学・技術の進化への適応 [第13条]
- (14) 罰則、視察および監視 [第15条、第16条]

### 2. 国内法制化の期限と移行措置

- (1) 国内法制化の期限
- (2) 移行措置

## II. 12カ国における国内法整備の進捗状況および法令の概要と対応状況

### 1. ドイツ

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
  - ① 国内法整備の経緯
  - ② 国内法の概要
  - ③ 採択された国内法と閣議決定法案の相違点と論点
- (2) 国内対応状況
  - ① WEEEの回収・引取制度の確立
  - ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
  - ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 2. フランス

### (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 国内法整備の進捗状況
- ② 国内法の概要

### (2) 国内対応状況

- ① WEEEの回収・取引制度の確立
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 3. 英国

### (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 国内法整備の進捗状況
- ② 法令の概要

### (2) 国内対応状況

- ① WEEEの回収・引取制度の確立
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 4. イタリア

### (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 廃電気・電子機器の回収・再利用に向けた取り組みの流れ
- ② WEEE指令に対応した国内法整備の進捗状況
- ③ 法案（2005年1月12日草案）の概要

### (2) 国内対応状況

- ① WEEEの回収・引取制度
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 5. スペイン

### (1) スペインにおける国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 国内法整備の進捗状況
- ② 法令の概要

### (2) 国内対応状況

- ① WEEEの回収・引取制度の確立
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 6. オランダ

### (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 進捗状況
- ② 国内法の概要

### (2) 国内対応状況

- ① 国内法に基づくWEEEの回収・引取制度
- ② 実際のWEEE管理スキーム
- ② 製造者登録制度・登録先機関の概要
- ③ 反応、インパクト

## 7. ベルギー

### (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要

- ① 国内法整備の進捗状況

- ② 各地域における法令の整備状況および概要
- (2) 国内法対応状況
- ① WEEEの回収・取引制度の確立
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 8. スウェーデン

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
- ① 国内法の概要
- ② 国内法整備の進捗状況
- (2) 国内対応状況
- ① WEEEの回収・引取制度の確立
- ② 製造業登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業団体、小売業者の対応など

## 9. ポーランド

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
- ① 国内法整備の状況
- ② 国内法案の概要
- (2) 国内対応状況
- ① WEEEの回収・引取制度の確立
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 10. ハンガリー

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
- ① 既存の廃棄物関連法
- ② WEEE指令に対応した国内法整備の進捗状況
- ③ 法令の概要
- (2) 国内対応状況
- ① WEEEの回収・引取制度
- ② 製造登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

## 11. チェコ

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
- ① 廃棄物に関連した国内法制定の流れ
- ② WEEE指令に対応した国内法整備の進捗状況
- ③ 「廃棄物法等改正法」(2005年1月)の概略
- (2) 国内対応状況
- ① WEEEの回収・引取制度に関する対応
- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応

## 12. スロバキア

- (1) 国内法整備の進捗状況および法令の概要
- ① 国内法整備の進捗状況
- ② 国内法の概要
- (2) 国内対応状況
- ① WEEEの回収・取引制度の確立

- ② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要
- ③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

#### [要約]

本報告書は、EU 主要 12 カ国における WEEE 指令への対応状況について、当会のブリュッセル調査員が現地調査機関の協力を得てとりまとめたものである。

EU 各国では、廃電気・電子機器指令（WEEE 指令）を受け、今年 8 月 13 日の施行を前に、国内法の整備を進めている。整備の進捗状況については国により相違があるものの、電気・電子機器メーカー、小売業者など当事者の綱引きも見られる。我が国企業も EU において事業展開を行う場合、対応を余儀なくされる環境規制であり、十分な認識と準備が必要であると思われる。

さて、EU では 2000 年 6 月に欧州委員会が提出した「廃電気・電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment/WEEE）指令」案が、関係各方面へ諮問と修正を経て 2002 年 12 月に最終的に欧州議会に採択され、2003 年 2 月 13 日に発効した。

WEEE 指令の起源は 90 年代にまでさかのぼる。欧州委員会は 1991 年から、EU 加盟国政府や産業界からの代表などのステークホルダーで構成された「優先的廃棄物排出源に関する作業部会（Priority Waste Stream Working Group）」を設立し、廃電気・電子機器による環境への負荷低減を図るための施策を検討した。電気・電子機器は技術の進化に伴い、時代遅れとなるまでの製品寿命がますます短くなっていくことが予想され、今後もこれら製品の廃棄物の排出量が増え続けるという前提と、WEEE にはリカバリーと再利用の余地がまだまだ残されているとの判断のもと検討を重ねた。作業部会は 1995 年に欧州委員会に対して、電気・電子機器からの廃棄物の取り扱いの改善とこれらの廃棄物の量を削減するためのさまざまな勧告を行った。ただ、作業部会の中でも勧告に対する意見は分かれ、完全に一致することはなかったという。

このような EU レベルでの動きと並行して、オランダやスウェーデン、オーストリア、ベルギー、デンマークなど、一部の EU 加盟国では、WEEE の取り扱いについて独自の国内法や政策の導入を進めた国もある。国によって規制が異なると EU 域内単一市場としての機能に影響を及ぼすことが危惧され、EU 全域での一貫した方針が求められた。

WEEE 指令では、発効から 18 カ月後の 2004 年 8 月 13 日までに、各加盟国で指令に沿って国内法を整備・施行することが求められた。アイルランドとギリシャ、そして指令発効時点ではまだ EU に加盟していなかった 10 カ国<sup>1</sup>については一部の規定に移行猶予期間が認められている。しかし、国内施行期限を 8 カ月過ぎた 2005 年 4 月時点において移行期間の認められていない国でも国内法が施行されていないケースが少なくなく、全体として遅れが見られるのが現状である。一方、WEEE 指令が発効する前から廃電気・電子機器の回収スキームが実施されている国もあるが、これらの国の多くについては、指令の規定に合わせた調整が必要となっている。

本調査の対象とした 12 カ国中、国内法の内容が完全に確定しているのはドイツ、オランダ、ハンガリーとベルギーのフランダース地方だけとなっており、英国については指令の施行期限を守れず、実施を延期することが表明されている。

---

<sup>1</sup> アイルランド、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ